

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 山口県中央森林組合
- (2) 代表者氏名 代表理事組合長 渡邊 浩信
- (3) 所在地 山口市阿東徳佐下 3 3 番地 4

2 指名停止措置期間 令和 7 年 1 月 2 2 日から

令和 7 年 2 月 4 日まで (2 週間)

3 事案の概要

山口県中央森林組合は、令和 6 年 1 2 月 9 日、本市が発注した下市坂田線落石対策工事において、労働安全衛生法第 21 条及び労働安全衛生規則第 519 条第 2 項に違反し、作業員が墜落するおそれのある場所における作業にも関わらず、危険を防止するための措置を講じなかったため、作業員が墜落して負傷した。

4 指名停止措置理由

山口県中央森林組合は、令和 6 年 1 2 月 9 日、本市が発注した下市坂田線落石対策工事において、安全管理が不適切であったため同組合作業員が負傷したことは山口市の契約相手方として不適当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 1 0 (安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故) により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内